

横浜国大の輸出管理現場状況報告

～ 輸出管理主要取組の構築から運用まで ～



本稿の記述は著者個人の見解であり、著者の所属する組織と関係するものではありません。また、その意見を反映するものでもありません。

横浜国立大学 研究推進機構

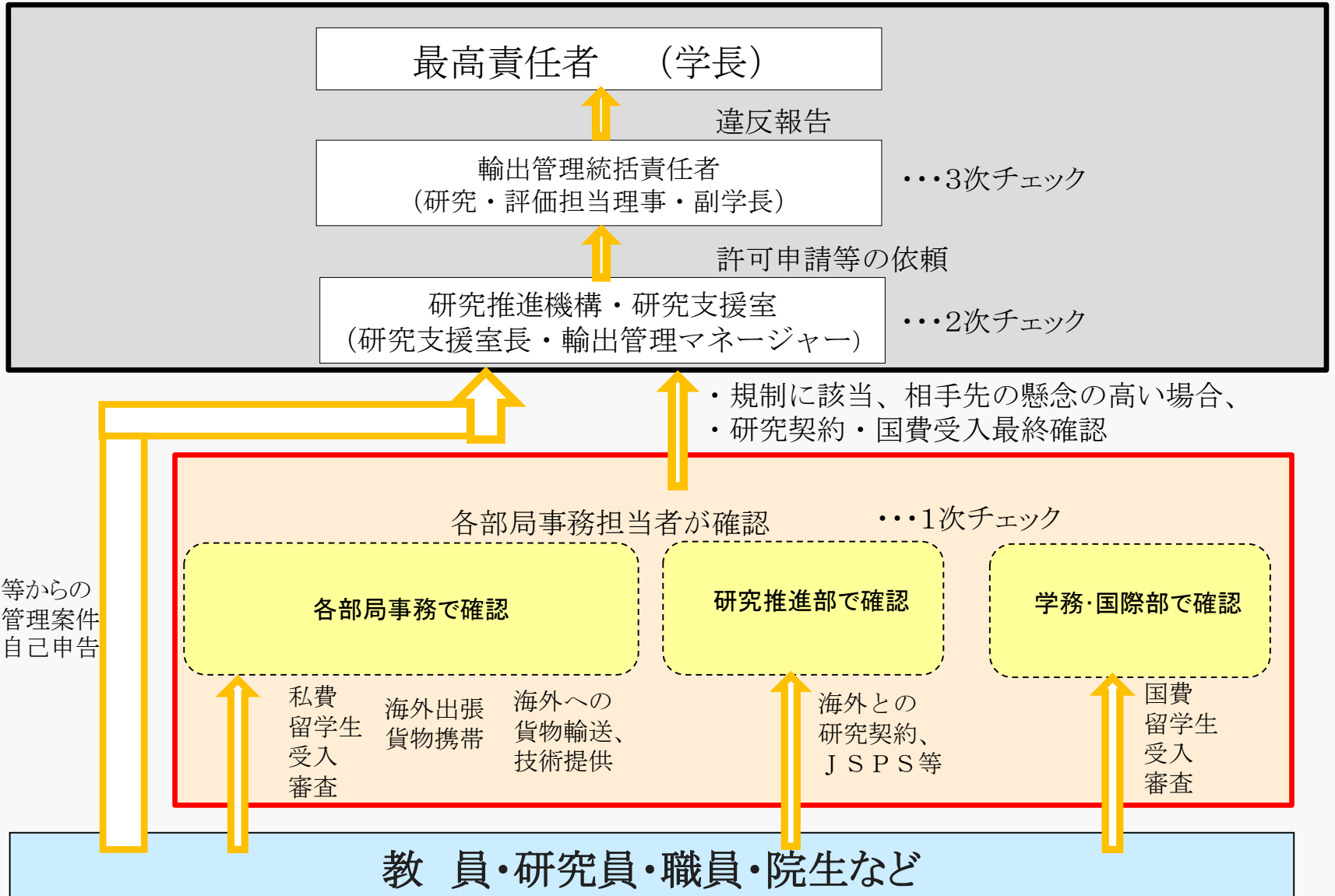
輸出管理マネージャー 山之内雄二

045-339-3193 yamanouchi-yuji-tw@ynu.ac.jp

目次

1. 横浜国大の安全保障輸出管理体制
2. 横浜国大の主要取組の現場
 - ・ 私費留学生受入事前審査制度
 - ・ 輸出管理学内監査
 - ・ 海外出張時の通関書類作成
 - ・ かながわ地区大学の輸出管理勉強会
3. 今後の活動課題 （運用の標準化推進に向けて）

1. 横浜国大の安全保障輸出管理体制



研究支援室集中型の運用メリット

- ◆ 単一キャンパスのため研究室訪問が容易
- ◆ 直接研究室訪問による正確な必須情報の入手
- ◆ 事務職の負担減、事務職人事異動の影響小
- ◆ 判定から現地配達までの安心・安全・安定のサポート提供
初動対応・配達完了
Zero Defectの実績
輸出管理業務の現場経験豊富
- ◆ 必要書類の作成(該非判定書から通関書類まで)

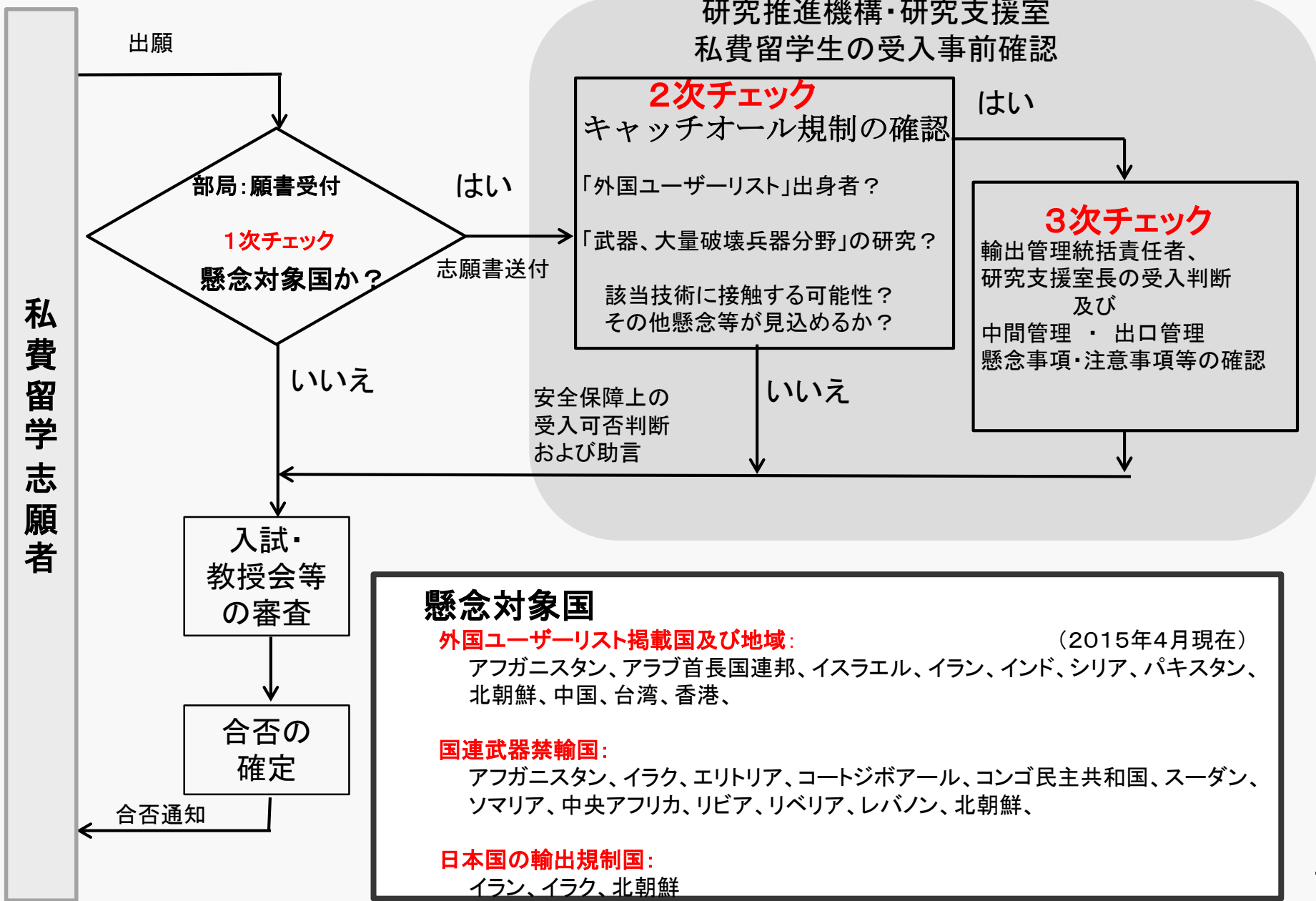
2. 主要取組の履歴

年月	取組履歴
2010. 4	「輸出者等遵守基準」施行に伴い 安全保障輸出管理体制、運用規程等取り組み着手
2010. 10	輸出管理組織体制確立、学内規程施行など運用開始
年月	主要取組
2014. 10	安全保障輸出管理専任担当者着任（2代目）
2015. 2	学内の各教授会で輸出管理説明会実施（計8回）
2015. 11	輸出貨物の手続一元化（door to door） 手続体制確立
2016. 4	私費留学生受入事前審査制度運用開始
2016. 5	学生募集要項に本学の安全保障輸出管理遵守方針記載
2016. 8	日英併記の輸出管理ガイダンス作成・学内配布（全教職員及び留学生） 第1回学内輸出管理監査実施（理工系教員への書面監査）
2016. 9	かながわ地区大学の輸出管理担当者勉強会発足（7大学でスタート） （Kanagawa Export Academia Network: KEA Net.）（18年11月予定） 開催順；横浜国大、横浜市大、慶応大、神奈川工科大、東海大、神奈川大、関東学院大
2017. 4	中国軍事4証取得大学を審査対象に追加
2017. 8	タイ国商務省来訪（輸出管理関連担当者17名） 安全保障輸出管理取組説明会開催
2018. 5	輸出管理遵守の誓約書（2019年4月導入、全留学生、研究員対象） 学生募集要項に入学書類提出時に誓約書提出を記載
2018. 6	東京税関訪問（円滑な通関のための書類・対策）
2018. 8	第2回学内輸出管理監査実施（理工系教員への書面監査、一部研究室訪問監査）

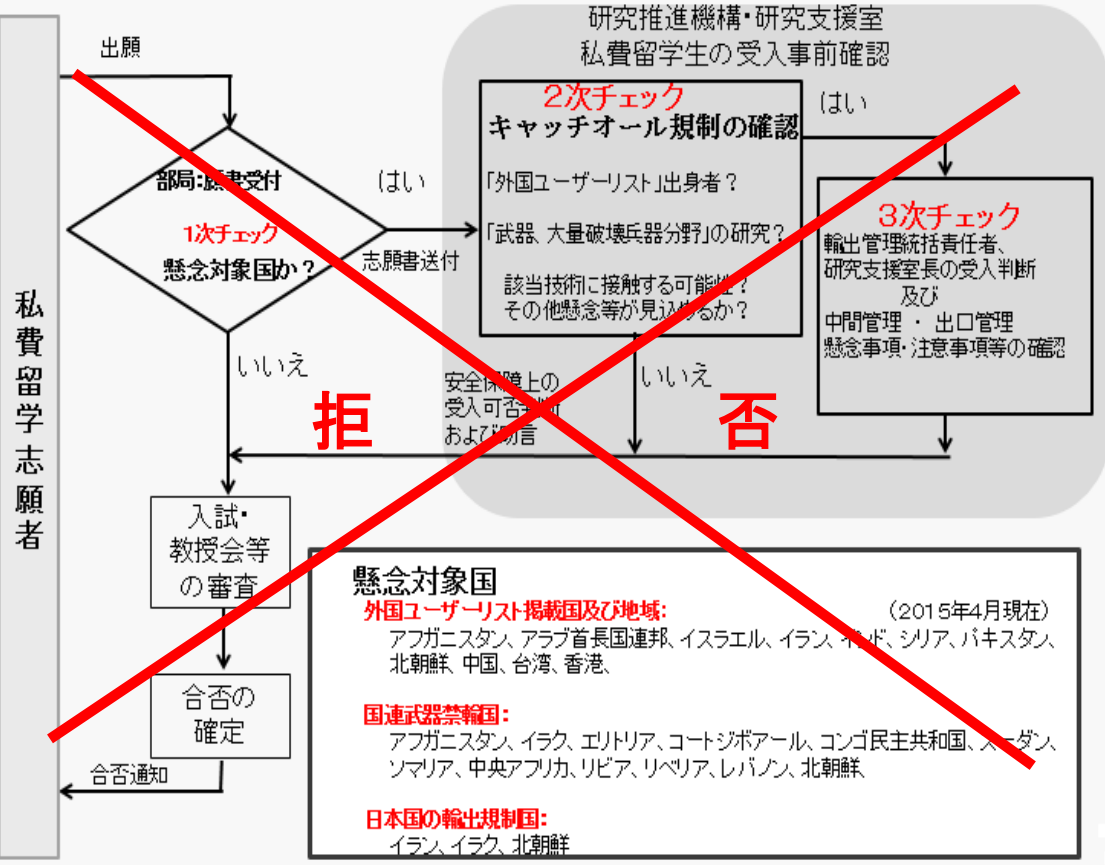
①私費留学生受入事前審査制度取組

年 月	活 動 履 歴
2015. 4	今年度の活動提案発表（運営・戦略・定例の各会議）
2015. 5	各事務局に趣旨説明、賛同を得る
2015. 6	各事務局職員に運用素案提示、制度賛成 しかし 運用素案大反対
2015. 7	先行大学の実態調査（九大、九工大訪問）
2015. 10	各事務局職員に見直し案説明、運用の賛同を得る
2015. 11	研究推進機構運営会議に提案、承認を得る
2016. 2	募集要項に輸出管理遵守記載、入学願書に事前相談実施項目追加
2016. 3	運用フローHP掲載、事前確認シート作成
2016. 4	運用開始

留学生受入事前審査制度の素案提案



留学生受入事前審査制度の素案提案



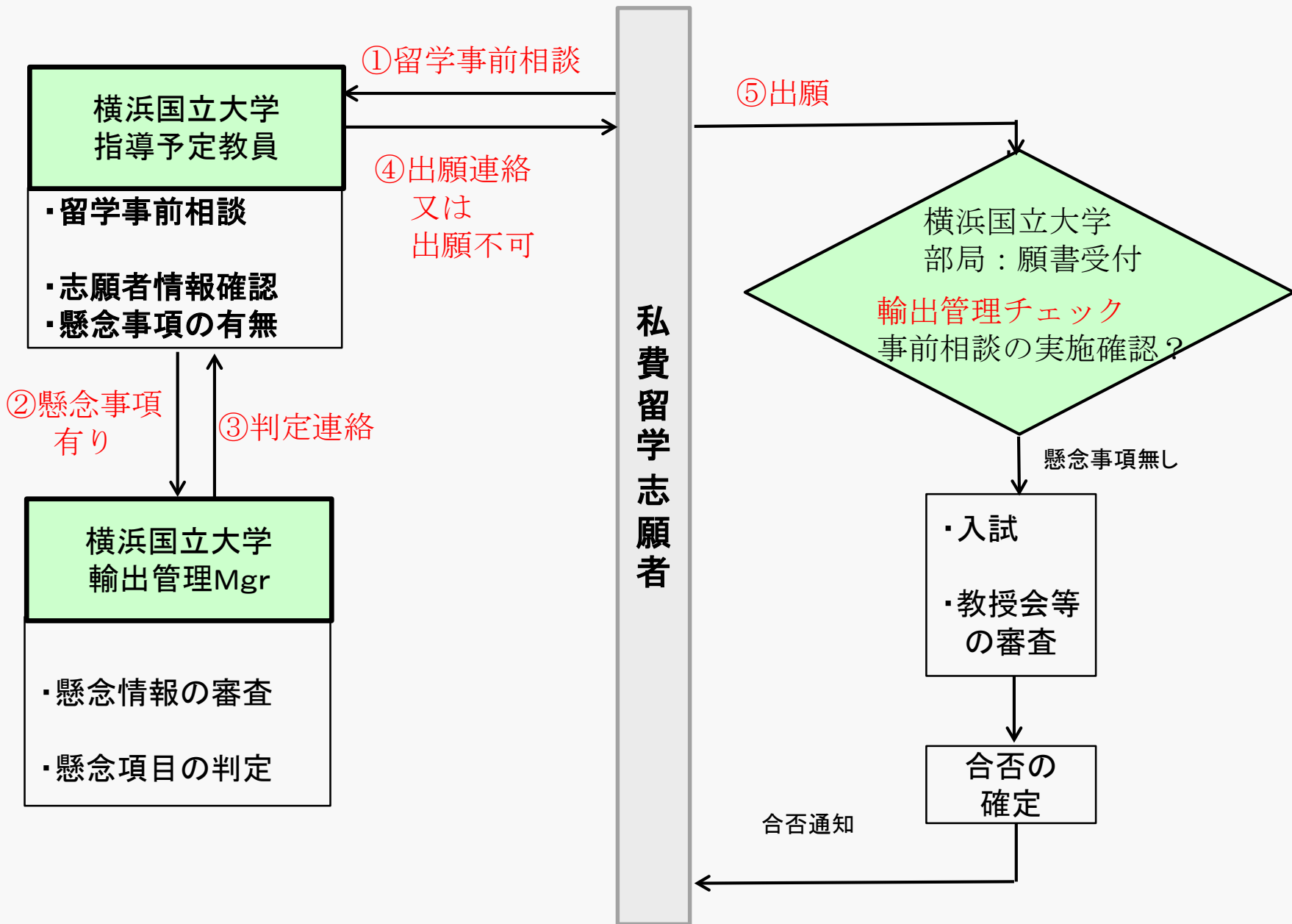
大反対の理由

- ・輸出管理の追加日程不可能
- ・募集要項に輸出管理条項無し
- ・文科省の指示がない
- ・業務の負担増
- ・一般入試以外の対策が不明
- ・成績優秀者を不合格にできない
- ・教授推薦者の扱い
説明できない、理解を得られない

改善提案

- ・願書提出前に輸出管理審査の実施
- ・受入指導教員等に事前相談の実施 (メール、電話、訪問面談)
- ・学生募集要項に事前相談等の追記

留学生受入事前審査制度の改善提案



志願者

受入指導教員

輸出管理Mgr

輸出管理統括責任者

①留学希望 事前相談問合せ

②事前確認シート起票

③懸念国、懸念情報等の有無確認

出願書類作成・提出

④懸念事項なし
出願連絡

⑤懸念事項あり
事前確認シート送信

⑥事前確認シート受理
記載情報の検証及び判定

出願書類作成・提出

⑨出願連絡

⑦懸念度区分、リスク判断

⑧出願推進

外国ユリスト	非該当
(要審査日数	研究テーマ
:1日)	非該当

出願書類作成・提出

⑪懸念事項確認、解決後出願連絡

⑩出願可能

外国ユリスト	該当
(注意事項付)	研究テーマ
(要審査日数	非該当
:2日)	外国ユリスト
	研究テーマ
	該当

各部署担当事務職員:
④を通過した入学願書の
事前確認項目の審査及び承諾

⑫可否判断

外国ユリスト	該当
保留	研究テーマ
(要審査日数	該当
:5日)	機微度の懸念情報など

条件内容確認後出願判断
出願断念

⑮条件内容確認後出願連絡

⑰出願拒否確認後連絡

⑬可否判断保留者の判定
(必要に応じ指導教員と協議)

⑭許可の場合:該当技術不提供

⑯拒否の場合:総合判断

参考:

懸念国: 外国ユーザーリスト掲載国:アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、インド、エジプト、シリア、パキスタン、レバノン、北朝鮮、台湾、中国、香港
 国連武器禁輸国:アフガニスタン、イラク、エリトリア、コンゴ民主共和国、スーダン、ソマリア、中央アフリカ、リビア、レバノン、北朝鮮
 日本国の規制国:イラン、イラク、北朝鮮

私費留学志願者事前確認シート

私費留学志願者事前確認シート

受付番号: _____

受入予定指導教員 ⇒ 研究支援室輸出管理担当 (E-mail : anzen.hoshou@ynu.ac.jp , Ext : 3193)
(共同研究推進センター内)

1. 受入予定指導教員

記入日: ここをクリックしてテキストを入力してください。

①教員名・職名	ここをクリックしてテキストを入力してください。
②連絡先(メールアドレス、内線番号)	ここをクリックしてテキストを入力してください。

2. 志願者情報 (□に該当する項目は☒に変更してください)

①志願者氏名 ・年齢 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	ここをクリックしてテキストを入力してください。 ここをクリックしてテキストを入力してください。
②入国予定	<input type="checkbox"/> 入学時に日本入国予定 <input type="checkbox"/> 日本滞在中 (6ヶ月未満) <input type="checkbox"/> 既に6ヶ月以上日本滞在中
③受入期間	入学予定年月: ここをクリックしてテキストを入力してください。 卒業予定年月: ここをクリックしてテキストを入力してください。
④国籍: (懸念対象国)	<input type="checkbox"/> アフガニスタン <input type="checkbox"/> アラブ首長国連邦 <input type="checkbox"/> イスラエル <input type="checkbox"/> イラン <input type="checkbox"/> インド <input type="checkbox"/> パキスタン <input type="checkbox"/> シリア <input type="checkbox"/> イラク <input type="checkbox"/> 中国 (香港を含む) <input type="checkbox"/> 北朝鮮 <input type="checkbox"/> エジプト <input type="checkbox"/> 台湾 <input type="checkbox"/> エリトリア <input type="checkbox"/> 中央アフリカ <input type="checkbox"/> コンゴ民主共和国 <input type="checkbox"/> スーダン <input type="checkbox"/> ソマリア <input type="checkbox"/> レバノン <input type="checkbox"/> リビア <input type="checkbox"/> 上記以外
⑤現在の 居住地:	ここをクリックしてテキストを入力してください。 <input type="checkbox"/> 上記懸念対象国の場合 (ここをクリックしてテキストを入力してください。)
⑥海外での 学歴:	(卒業または卒業見込みの大学名、学部(学科)) ここをクリックしてテキストを入力してください。
⑦最新職歴: (機関名及び 所在地)	(職歴を有する場合に限る) ここをクリックしてテキストを入力してください。
⑧留学目的	(在学中の研究内容) ここをクリックしてテキストを入力してください。
⑨大量破壊兵器 関連貨物 技術の提供 の有無	(教育・研究テーマで接触する可能性) <input type="checkbox"/> 武器・兵器 <input type="checkbox"/> 原子力・核関連技術 <input type="checkbox"/> 化学製剤及び製造装置 (熱交換器、ポンプなど) <input type="checkbox"/> 細菌製剤の原料生物、凍結乾燥機など <input type="checkbox"/> ミサイル、ロケット、無人航空機、加速度計など <input type="checkbox"/> 無し 規制貨物詳細確認 URL: http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html
⑩その他	<input type="checkbox"/> その他懸念事項ここをクリックしてテキストを入力してください。

輸出管理担当 → 受入予定指導教員

私費留学志願者事前確認シートの送信ありがとうございました。

YYYY年MM月DD日

安全保障輸出管理に関する確認項目を検証した結果、次のように判定いたします。

輸出管理 Mgr 山之内雄二

受付番号: _____ の判定: 懸念度区分: リスク _____

懸念度区分	判定結果	判定理由
リスク 小	受入の懸念は少ないと判断します、 留学願書の出願を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 懸念対象国出身であるが、外国ユーザーリストに掲載されていない 身分照会および希望専攻課程に懸念は見当たらない 在学中または卒業時の技術情報の海外への持ち出しは事前確認の必要があります。

リスク 中	懸念事項が所見されますが、 注意事項の遵守により出願は可能です。	<ul style="list-style-type: none"> 出身大学が外国ユーザーリストに掲載されていますが 専攻課程は大量破壊兵器関連に接触していない。 専攻予定の科目は通常兵器関連に指定されているため 提供予定の技術情報は事前判定をお願いします。 規制該当技術の提供は日本入国6ヶ月後をお願いします。 規制該当技術を提供した場合は卒業までに経産省へ許可申請し 許可取得が求められます。 研究室から規制該当技術を持ち出す場合は第三者に提供しない ことが求められます。 研究室での部外者への技術提供は規制されることがあります。 外国ユーザーリスト出身者は学外機関への出入りが制限される 可能性があります。事前確認が必要です。 留学生に外為法の遵守告知をお願いします。など
-------	-------------------------------------	--

リスク 大	懸念度の高い情報があります。 慎重な審査が要求されますので 輸出管理統括責任者に内容を連絡し 出願の可否判断を仰ぎます。	<ul style="list-style-type: none"> 出身大学が外国ユーザーリストに掲載されています。 懸念国出身者の専攻課程が大量破壊兵器関連の可能性が高い 場合は、経産省に事前通知することになっています。 受け入れた場合、経産省に許可申請が発生した案件は、経産省 から数回の呼び出しおよび多数の説明資料が予想されます。 学外機関および学内の他研究室への出入りが制限される可能性 もあります。
-------	---	---

輸出管理コメント:

平成31年度4月入学

横浜国立大学大学院理工学府

博士課程前期 学生募集要項

はじめに

本冊子「平成31年度4月入学横浜国立大学大学院理工学府博士課程前期学生募集要項」には、平成31年4月に横浜国立大学大学院理工学府博士課程前期へ入学を希望する人に必要な情報が書かれています。

博士課程前期の入学に関する事項はⅠ～Ⅱ章に、博士課程前期の概要や指導教員一覧はⅢ～Ⅳ章に、社会人の修学に関する特例事項などはⅤ～Ⅵ章に、出願手続きに必要な書式集はⅦ章に記されています。

内容は多岐にわたっていますので、入学を希望する人は本冊子をよく読んで自分に必要とされる情報を正確に取得し、間違いのないように出願手続きを行ってください。

出願に際しては、あらかじめ希望指導教員あるいは表1(4頁参照)の問い合わせ先担当教員とよく相談した上で願書を提出してください。

理工学府の概要や教員の研究内容などは、横浜国立大学大学院理工学府のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fse.ynu.ac.jp/index.html>

【安全保障輸出管理について】

横浜国立大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「国立大学法人横浜国立大学 安全保障輸出管理規則」を定めて、物品の輸出、技術の提供、人材の交流の観点から外国人留学生の受入れについては厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育が受けられない場合がありますので、願書の提出の前に指導教員予定者と相談をするなど、出願にあたっては注意してください。なお、外国人留学生の方は、入学時に「外国為替及び外国貿易法」を遵守する誓約書に署名していただきます。詳細については研究推進機構ホームページを参照してください。

http://www.ripo.ynu.ac.jp/index/adscreening_jp

個人情報の取扱いについて

志願者の入学試験成績及び出願書類等に記載された個人情報については、本学入学選抜に係る用途の他、本人の申請に伴う入学料免除等の福利厚生関係の資料及び本学における諸調査・研究にも利用することがあります。調査・研究結果を発表する場合は個人が特定できないように処理します。それ以外の目的に個人情報が利用又は提供されることはありません。

入学書類に輸出管理遵守の誓約書追加

運用開始：2019年4月

対象者：理工系の全留学生

通知：募集要項に記載済

保管：署名後7年間

Date: Year Month Day

西暦 年 月 日

Pledge for Export Control

輸出管理に関する誓約書

To: the President of Yokohama National University

横浜国立大学長 殿

受験番号： _____
氏 名： _____
(署名)： _____

Examinee's No.: _____

Full name: _____

(Signature) _____

貴学に入学（採用）等の上は、無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、指導教員（受入教員）に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続を行うことを誓約します。

- 一 研究上の技術情報を在学（在職）中に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合、又はこれを在学（在職）後に提供することが在学（在職）中に明らかとなった場合
- 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在学（在職）中に外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合、又はこれらを在学（在職）後に輸出することが在学（在職）中に明らかとなった場合

以上

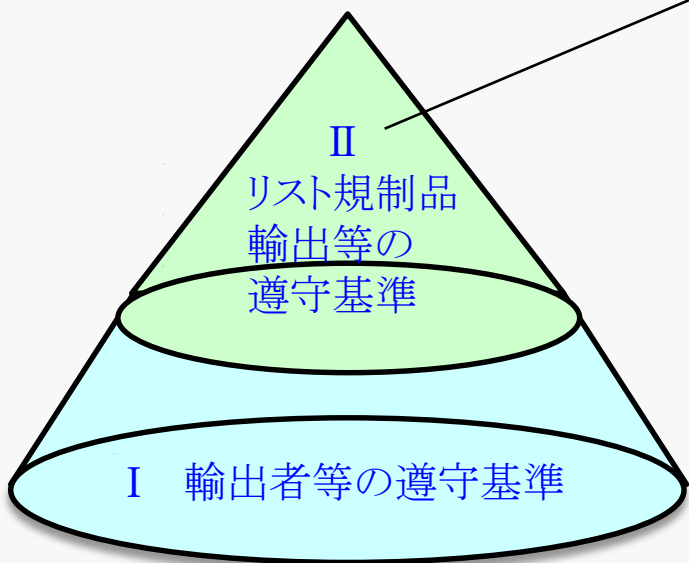
I hereby pledge that if, upon enrollment to or employed or any as such by Yokohama National University, I will neither provide nor carry out a possession of the University to outside without permission. If either of the two following cases applies, I will consult my supervisor (i.e., the academic staff accepting me as a student or a researcher). And if deemed necessary, I shall implement the procedures prescribed by the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and applicable acts and ordinances established by the Government of Japan.

1. In the case where I wish to provide research-related technology information in foreign countries or to non-residents of Japan during enrollment or employment or any as such at Yokohama National University or it becomes obvious during this period that I may provide such information after withdrawing or leaving from Yokohama National University.
2. In the case where I wish to export (sending to foreign countries or bringing out, etc.) devices or materials used in my research or tangible objects gained from the research to foreign countries during enrollment or employment or any as such at Yokohama National University or it becomes obvious during this period that I may export the aforesaid items after withdrawing or leaving from Yokohama National University.

②安全保障輸出管理監査の実施

監査不履行原因 その1

輸出者等遵守基準



II リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

- ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とすること。
- ② 組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定めること。
- ③ 該非確認に係る手続を定めること。
- ④ リスト規制品の輸出等に当たり用途確認、需要者確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。
- ⑤ 出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。
- ⑧ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑨ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

※ 許可例外の輸出等のみを行う者は、⑨のみの適用。

⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。

①～⑤⑨項目は必須、
しかし ⑥⑦⑧項目は必須強制でない
実施に向け努力したが結果的に
出来なかった、次回は実施するつもり。

安全保障輸出管理監査の実施

監査不履行原因 その2

輸出管理学内規程

○国立大学法人横浜国立大学安全保障輸出管理規則

(平成 22 年 10 月 21 日規則第 82 号)

改正 平成 23 年 3 月 29 日規則第 57 号平成 23 年 6 月 16 日規則第 95 号

平成 24 年 3 月 21 日規則第 67 号平成 25 年 3 月 28 日規則第 52 号

平成 25 年 9 月 20 日規則第 69 号平成 26 年 3 月 31 日規則第 51 号

第 17 条 役職員は、当該役職員が主として教育・研究指導を行う学生等が技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、この規則に定める手続を行わなければならない。

(監査)

第 18 条 輸出管理統括責任者は、本学における輸出管理が外為法等、この規則及びこの規則に基づく定めに基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務の監査を定期的に行うものとする。

(教育)

第 19 条 輸出管理統括責任者及び輸出管理責任者は、外為法等、この規則及びこの規則に基づく定めへの遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、役職員に対し、輸出管理の教育を計画的に行うものとする。

輸出管理業務の監査を**定期的**に行うものとする。

(定期的の解釈: 定められた時期に行う)

しかしながら、**期限・期間・対象部局を設定していない。**

細則等にも詳細を記載していない。

安全保障輸出管理監査の実施

監査不履行原因 その3

学内環境

監査実施の学内環境の未整備

- ・ 研究室訪問監査の受入不可
(立入検査の未承認、権限無し、研究室多数)
- ・ 総務部（関連部局）監査チーム（公認）が実施する年一回の
立ち入り調査で監査終了の認識
- ・ 総務部の立入調査に輸出管理の同行は拒否、
項目追記も却下（輸出管理の専門家でない）
- ・ 各事前確認シートで実態連絡済、再確認不要
- ・ 提供技術の実態把握は困難



大学での輸出管理監査は認知されていない

安全保障輸出管理監査の実施

経産省の見解

輸出者等概要・自己管理チェックリスト

経済産業大臣殿

提出者(注1) 輸出者等名 : ○○○○工業 株式会社

記名押印
又は署名(注2) 山田 太郎

住 所 〒○○-○○ 東京都中央区○○ ○-○-○

提出者は、法人等の代表者のある者又は権限を委任されている者としてください。
■法人等で委任した代表者又は権限を委任された者の印を忘れずにご記入してください。(又は、自署署名でも)

提出年月日 2015年 7月 20日
電話番号 03-5500-□□□□

(様式) ■制度改正や説明会等の安全保障貿易管理に係る最新情報を随時、この欄に記載のメールアドレスから送付することとしています。
連絡窓口となっている者以外のメールアドレスを記載いただくことも可能ですが、その場合でも連絡窓口となっている者も組織内で情報を共有できる体制とできる体制としていただけるようお願いいたします。
また、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」提出後、受領先を本欄記載のメールアドレスから変更する場合は経済産業省 安全保障貿易検査官室まで御連絡をお願いいたします。

次のとおり提出します。

2. 連絡担当者	所属名 役職名	輸出管理 室長	氏名 eメール	鈴木 一郎 suzuki-i@00000.co.jp	TEL FAX	048-554-□□□□ 048-554-△△△△		
3. 設立年・資本金又は出資総額・従業員	設立	1965 年	資本金又は出資総額	10 億円	(2015年 3月現在)	従業員	150 名	(2015年 3月現在)
4. 輸出管理の最高責任者 (輸出者等遵守基準における「統括責任者」に相当)	役職	代表取締役社長	氏名	山田 太郎	7. 輸出管理に従事する者の総数	18 名		(うち専任 1 名)
5. 取引の最終判断権者	所属・役職	取締役 管理本部長	氏名	田中 五郎	8. 教育の実施状況 (直近の事業年度)	3 回		
6. 顔非判定の責任者(注4) (輸出者等遵守基準における「顔非確認責任者」に相当)	所属・役職	技術開発部長	氏名	高橋 一夫	9. 監査の実施状況(注5) (直近の事業年度)	1 回		
10. 包括許可証の取得有無 及び輸出等件数 (直近の事業年度) (注6)	許可種別及び 取得の有無	特別一般包括輸出 ・役務(使用に係るプログラム)取引許可 (注7) (許可番号:)	特別一般包括 ・役務取引許可(注7) (許可番号:)	特定包括 輸出許可 (有・無)	特定包括 ・役務取引許可 (有・無)	特別送品等包括 輸出・役務取引許可	特定子会社包括 輸出・役務取引許可	
	有効期限	2016年11月25日	2016年12月30日	年月日	年月日	年月日	年月日	

■輸出管理統括部門等の輸出管理組織(組織を設けていない場合は管理室)として輸出管理に直接従事する者(兼任を含むものとし、専任責任者を除く。)の人数を記入してください。

■教育の実施には、経産省が実施している説明会への参加は含むことではございませんので、ご注意ください。

■(注5)を参照の上、記入してください。
■(直近の事業年度)とは、この例では、「2014年4月～2015年3月の間で輸出関連の全部門の監査を1回実施した」ということとなります。
■監査を実施した月日をチェックリスト4-1(1)「監査の実施状況」に記載するように入力してください。

■「監査の対象とした期間」とは、監査を行った時期ではありませんのでご注意ください。

3-2(2)	輸出管理部門で事故の把握ができて いるか。(輸出管理部門の業務として 定めているか)	有・無	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	有・無	取組状況:	■過去1年間に事故はないが、組織体制は整備されている場合には、「有」を選択し、事故の実績が無い旨、記入してください。
3-2(3)	事故について改善措置を実施しているか。	有・無	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	有・無	取組状況:	■過去1年間に事故はないが、組織体制としては改善措置を講じている場合には、「有」を選択し、事故の実績が無い旨、記入してください。

4-1(1)	輸出等の業務の適正な実施についての 監査を定期的(注)に行うものとなっ ているか。 (注)原則として毎年1回以上行うこと とし、毎年行っていない場合には、「B 欄実際の取組」に具体的に取組状況を 記入すること。		①輸出管理内部規程上定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で定めている ③定めていない ④他者の輸出管理内部規程が適用され、監査が行われる		ア)リスト 編等及び している (クリス について ④包括 について (注)上記 の範囲 (注)原則 として毎年 1回以上 行うこと とし、毎年 行ってい ない場合 には、「B 欄実際の 取組」に 具体的に 取組状況 を記入す ること。	4-1(1)	輸出等の業務の適正な実施についての 監査を定期的(注)に行うものとなっ ているか。 (注)原則として毎年1回以上行うこと とし、毎年行っていない場合には、「B 欄実際の取組」に具体的に取組状況を 記入すること。
4-1(2)	輸出等の業務の適正な実施についての 監査の体制を整備しているか。 ①監査対象部署は明確か。 ②監査対象項目は明確か。 ③監査スケジュール等は明確か。 ④監査報告を最高責任者(代表取締 役等)に報告しているか。 ⑤輸出管理部門は監査結果を把握し ているか。 ⑥改善指導及び改善報告を行ってい るか。	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～⑥の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～⑥ 取組状況:		

教育(指導及び研修を含む。)の体制			①輸出管理内部規程上定めている		(複数回答可) (7)役員に對し定期的に実施している	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:
-------------------	--	--	-----------------	--	-------------------------------	---

安全保障輸出管理監査の実施

- ・ アンケート調査票に基づく書面監査の実施 (一次監査)
- ・ 調査票に基づき懸念回答した研究室訪問の実施 (二次監査)

事務連絡
平成30年7月23日

工学研究院長
環境情報研究院長 殿
都市イノベーション研究院長
先端科学高等研究院長

研究推進機構長
輸出管理統括責任者
評価・研究担当理事 氏名

第2回安全保障輸出管理監査の実施について

安全保障輸出管理の運用状況確認及び輸出管理関連トラブルを事前に防止するために、過去1年間(2017年7月ー2018年6月の期間)に輸出管理業務が適切に実施されていることを確認するために学内の安全保障輸出管理監査を行います。
安全保障輸出管理監査を通して、学内輸出管理規則の遵守性、先生方の輸出管理に関する認識度、手続き面の正確性、学内輸出管理体制への浸透度などを分析評価し、必要と判断したら訪問して詳細説明や助言を行う予定です。

お手数をお掛けいたしますが、輸出管理監査へのご協力をよろしくお願いいたします。

ご所属の先生方におかれましては、輸出管理監査ウェブページにアクセスしていただき質問シートにチェック及びコメント等をご記入の上、8月31日(金)までに返信していただきますようお願い致します。

輸出管理監査ウェブページ:

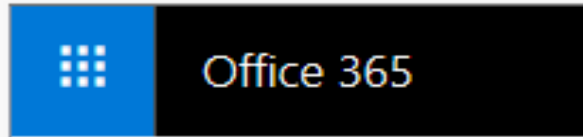
https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=N_KtkmBGSEmCcJ-q9IV0KVdbhrSvPP10sbxQmRSSE85UOF1VVERGWkVFWVA1QU9IS0c1SFBODDhPW4u

本件に関する問い合わせ先
輸出管理マネージャー 山之内雄二
e-mail: anzen.hosho@ynu.ac.jp

以上

安全保障輸出管理監査の実態

使用したアプリケーション



便利で使用簡単なソフト

第2回安全保障輸出管理監査

この監査は、横浜国立大学輸出管理規則第18条に「輸出管理統括責任者は輸出管理業務が適切に実施されていることを確認するため定期監査を行う」と明記されておりこの規則に基づくものです。
2018年8月31日までに回答及び送信していただきますようお願い致します。

横浜 国大 さん、このフォームを送信すると、所有者にあなたの名前とメールアドレスが表示されます。

* 必須

1

お名前 *

回答を入力してください

安全保障輸出管理監査の実態

2

ご所属 *

- 理工学府・工学研究院
- 環境情報学府・研究院
- 都市イノベーション学府・研究院
- 先端科学高等研究院

3

2016年8月に配布しました安全保障輸出管理ガイドスは貨物の輸出や海外出張時の手続などに有効でしたか？（以下は安全保障輸出管理ガイドスのURL） *

<http://www.ripo.ynu.ac.jp/anzenhoshou/index.html>

- 有効
- 無効
- 読んでいない
- 配布されていない



送信

安全保障輸出管理監査の実態

質問

回答

135

第2回安全保障輸出管理監査

2018年8月17日現在

135

回答

04:37


完了するのにかった平均時間

アクティブ

状態

...

結果の表示

 Excel で開く

1. お名前

[詳細](#)

最新の回答

135

回答

安全保障輸出管理監査の実態

2. ご所属

詳細

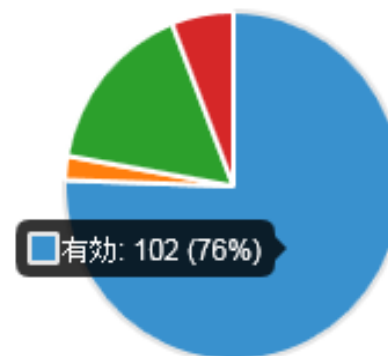
● 理工学府・工学研究院	90
● 環境情報学府・研究院	26
● 都市イノベーション学府・研究院	12
● 先端科学高等研究院	7



3. 2016年8月に配布しました安全保障輸出管理ガイダンスは貨物の輸出や海外出張時の手続などに有効でしたか？（以下は安全保障輸出管理ガイダンスのURL）

詳細

● 有効	102
● 無効	3
● 読んでいない	22
● 配布されていない	8



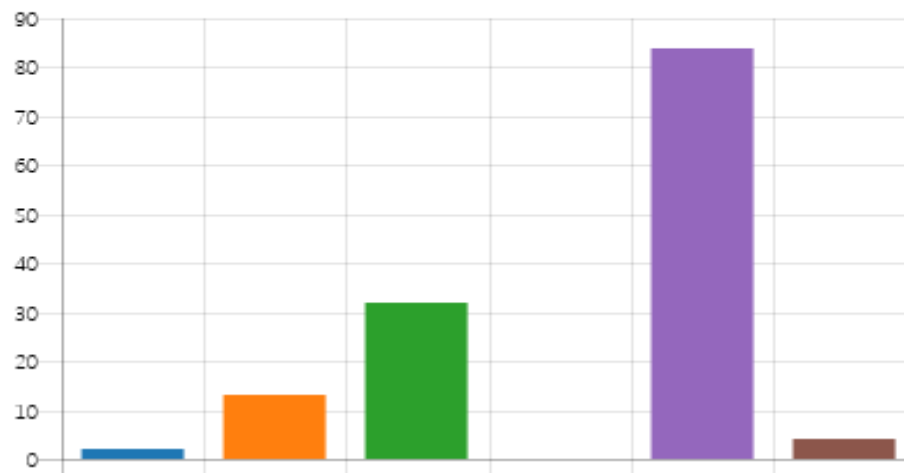
安全保障輸出管理監査の実態

4. 2017年10月の外為法改正で刑事罰強化 法人重科 ?
5. 研究室内の貨物・技術の持出しルール遵守されているか?
6. 懸念国からの留学志願者の事前確認シート提出?
7. 海外出張時に未公表資料を持ち出したか?
8. 輸出貨物を直接業者委託したか? 9. 輸出先と委託業者名?
10. 手荷物検査時のトラブル有無? 11. 書類の修正などの指摘?
12. 現地入管時のトラブル? 13. 有った場合はその概要?
14. 実験器具等の廃棄処理? 15. 質問、相談等自由記載?

14. 故障や新規購入等で不要になった計測器等の処分がありましたか。有った場合はどのように処分されましたか？

詳細

● 業者に下取り	2
● 研究室で保管、放置	13
● 産廃業者引取り	32
● 贈与	0
● 無い	84
● その他	4



安全保障輸出管理監査の実態

2018年度安全保障輸出管理業務監査報告書

今般、安全保障輸出管理に関する業務監査を実施しましたので、下記の通り結果報告致します。

記

1. 監査対象部局 所属教員数	・工学府研究院 170 ・環境情報学府研究院 77 ・都市イノベーション学府研究院 66 ・先端科学高等研究院 16 計：329名
2. 監査実施方法	・アンケート調査票の配信・回収 使用アプリケーション Office365 Forms
3. 監査対象期間	・過去1年間（2017年7月～2018年6月）
4. 監査実施期間	・2018年8月1日 - 8月31
5. 監査実施回答結果所感	①今回の安全保障輸出管理業務監査は2010年10月に施行された安全保障輸出管理規則第18条に基づきアンケート調査票形式の書面監査の実施。本学においては2016年度に続き2回目の監査実施。 4部局のうちから1部局の回答を待つことができた。（別添資料）
6. 改善・指摘事項等	①回答率、90%以上を達成するための対策の構築 ②未回答者の追跡 回答できない原因が潜んでいる可能性もあり ③研究室訪問監査の環境整備の構築 ④最新情報を追加したガイダンスの最新版作成 ⑤各大学が共有できる監査項目シート作成 ⑥学内輸出管理監査を実施している大学の実態訪問

安全保障輸出管理監査の課題

- 輸出管理監査の結果、遵守基準の認知度は上昇している、
しかし、調査票の期限内提出、訪問監査受入の理解と協力
- 自己申告に基づいたアンケート調査票では通知されない違反情報の可能性もある
未回答教員の追跡調査（回答出来ない隠れた事情の有無）
100%回収の施策？
- 輸出管理業務について教員の理解推進（外為法の諸運用は教員を保護している）
研究室訪問監査の環境を整備したい
- 学内規程（細則）の修正・追記
- 大学用の自己管理チェックシートの作成、情報共有の推進？
- 各大学の監査方法の実態調査

③海外出張時の円滑通関

教員が空港税関でトラブルを未然防止するために

東京税関業務部税関相談室

税関相談官との面談回答

1. 税関様式 C 第 5 3 4 0 号の運用について

- ・適切な入力項目と運用方法
 - ・書類と貨物の同一性（製品番号、型式番号などの記入）
 - ・品目多数の場合は別紙を添付する。
 - ・帰国時の輸入消費税免除の証明。
 - ・インボイス添付が有効。
- ・自作品の申告価格について
 - ・部品点数による積算価格の提示（設計費・工賃などの有無可能）。
 - ・インボイス添付が有効。
- ・購入品の価格証明添付について
 - ・見積書、納品書等又は商品カタログから価格を確認できるもの、
- ・減価償却貨物の価格決定について
 - ・資産価値無しで0円申告は認められない。
 - ・中古品の申告は市場価格も考慮される。
 - ・インボイス添付が有効。
- ・現地入管時に提示（C-5340）の必要性について
 - ・我が国の固有の証明書であり他国では保証されない。
しかし、有効な証明書として認知している国もある。

海外出張時の円滑通関

2. 職業用具の判断について

- ・ 本人の職業の用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる器具(貨物)。
 例示用具： 各種カメラ、 試験用又は測定用の機器、 撮影用のドリー及びブーム、
 照明用具、 映像又は音声の記録媒体(記録されていないもの) など
 上記貨物でも商品は不可。

3. 機内持ち込み 及び カウンター預け入れ貨物の検査フロー

- ・ 機内に持ち込む場合
 出国時の手荷物検査時に提示する。
- ・ カウンターで預ける場合、
 航空会社の搭乗手続き(チェックイン)時に、申告貨物の手続きをするため
 職員から税関審査官を呼び出してもらう。

4. その他円滑な通関の注意点 など

- ・ インボイス(送り状)の提示は重要、大学の承認印は不要。
 30万を超える申告はインボイス必須。
- ・ 品目多数の場合は別紙を添付する。
- ・ 30万を超える業務通関は、出国当日でも手続できるが3時間程度の時間を要する。
 数日前に通関業者に依頼する策が無難。
- ・ 大学向の輸出管理説明会等で講演を依頼したが、空港税関によって対応が
 若干異なるため公的な場での説明会は現状無理。

海外出張時の円滑通関

記入サンプル

税関様式 C 第 5340 号
Customs Form C No.5340.

Export Import	Declaration for Consigned Articles.
(Accompanied Articles - Unaccompanied Articles)	
輸出 輸入	託送品 (携帯品・別送品) 申告書.

申告先 東京 税関長 殿 出入港年月日 2018年6月22日
To Director of Tokyo Customs Date of Departure or Entry Jun.22/2018.

積載船(機)名 日本航空 JAL123 積出港 HANEDA/TOKYO
Name of Ship (Aircraft) Port of Shipment.

荷送人住所氏名 横浜国立大学、横浜市常盤台7-9-1 船(取)卸港 PARIS/FRANCE
Name and Address of Consignor Port of Unloading.

受取人住所氏名 現地受取人住所氏名(又は共同研究者等)
Name and Address of Consignee.

品名	Description.	数量	Quantity.	価	Value.	格
集積回路 (Xモリ IC SRAM, MC1234)		5		¥	5000.	
(品名多数の場合は別紙記載)						

託送品目録対象 申告年月日 出発日
Check on Consignments List Date of Declaration.

申告者住所氏名印 パスポートに記載の住所、氏名、押印又はサイン
Name, Address and Seal (or Signature) of Declarant.

種別	Classification.	※課税価格	Value for Duty.	※税額	Amount of Duty.	※許可印	Customs Seal of Permit.
関税	Customs Duty.						
消費税及び地方消費税	Consumption Tax and Local Consumption Tax.						
酒税	Liquor Tax.						
その他の税	Other Tax.						
計	Total.						

- (注) 1. この申告書は2通提出してください。
2. 公用品については、証明書類を添付してください。
3. ※の箇所は記入しないで下さい。

海外出張時の円滑通関



Sample

INVOICE

Date: Jun.22/2018

Page No.: 1/1

Yokohama National University, faculty of Engineering
 Institute of Advanced Sciences, Green Hydrogen Research Center
 79-5, Tokiwadai, Hodogaya-ku, Yokohama, Kanagawa 240-8501, Japan
 Tel : 045-339-3193
 Shipper : Kokudai Yokohama (Professor)

Destination: Peking University, College of Chemistry and Molecular Engineering
 No. 987 Chegfu Road, Haidian District, Beijing, 100871, P.R China
 Tel; +86-010-62761234

Sold to: _____

Consignee: Doctor Shan Shan

Shipping Date: Jun.25 /2018

Term: (Free) Charge

Flight Infor: JAL 123

Clearance:

Shipped VIA:

B/L or AWB No.:

Line	Description	Q'ty	Price	Amount
1	Carbon Foam Sheet as Gas Diffusion Layer for Metal Air Battery Japan export Law :5(18), 4-15 ho, Un-control (attached judgment sheet) HS code :6815.99.000 EAR :— Origin :Japan	1	¥10,000	¥10,000
Total				¥10,000
Sign :	sign /Kokudai Yokohama (Yokohama National University)			

かながわ地区大学の輸出管理担当者勉強会

(Kanagawa Export Academia Network ; KEA Net)

この勉強会は、安全保障輸出管理業務を円滑に運用するため各大学が抱えるさまざまな課題を協議し実効的な運用規則等を構築し共通標準化することを目的に定期的な開催とする。

2016年9月発足

1. 勉強会の主要テーマ

①輸出管理遵守事項の取組

- ・組織体制構築
- ・内部規程作成
- ・帳票類の作成
- ・学内監査
- ・米国再輸出規制の解釈
- ・実務担当者のサポート
- ・貨物・技術の該非判定
- ・教育・研修の促進
- ・政省令改正の解釈
- ・物流・通関対応 など

②外国人学生・研究員受入

- ・入口、中間、出口管理
- ・誓約書

③広報周知活動

- ・輸出管理 HP
- ・E-Learning
- ・最新情報提供
- ・説明会資料作成
- ・ガイダンス等作成

2. 基本運営

- ・定期開催 3回 / 年
- ・輪番開催
- ・各地区ネットワークとの交流促進
- ・EFA 大会参加

3. 参加大学 (2018年3月現在)

東京工業大学

神奈川大学

日本大学

総合研究大学院大学

神奈川工科大学

東海大学

横浜市立大学

関東学院大学

北里大学

横浜国立大学 (代表幹事)

慶応義塾大学

参加大学のキャンパス

勉強会開催順

- ① 横浜国立大学
- ② 横浜市立大学
- ③ 慶応義塾大学
- ④ 神奈川工科大学
- ⑤ 東海大学
- ⑥ 神奈川大学
- ⑦ 関東学院大学
(2018年11月29日)
- ⑧ 北里大学
- ⑨ 日本大学
- ⑩ 東京工業大学
- ⑪ 総合研究大学院大学

・ ; 参加予定



KEA Net 開催履歴

No.	開催日程・場所	主要議題
1	2016年9月 横浜国立大 常盤台	<ul style="list-style-type: none"> ・キックオフ 勉強会の目的、基本運営の説明 ・参加大学の現状報告 ・横浜国大の運用取組、ガイダンス説明
2	2017年1月 横浜市立大 金沢八景	<ul style="list-style-type: none"> ・政省令改正の確認・解説 ・輸出管理最新情報報告 ・留学生受入演習問題
3	2017年6月 慶応義塾大 日吉矢上	<ul style="list-style-type: none"> ・慶応義塾大の取組報告 ・名古屋議定書解説、今後の取組 ・中国軍事四証取得大学の対応
4	2017年11月 神奈川 工科大 厚木	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川工科大の取組報告 ・各大学の最新情報・取組報告 ・経産省輸出管理ガイダンスの利用
5	2018年3月 東海大 湘南	<ul style="list-style-type: none"> ・東海大学の取組報告 ・事前確認シートの見直し・簡素化案について ・研究施設棟見学
6	2018年7月 神奈川大 横浜白楽	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川大の取組報告 ・東京税関訪問相談報告、 ・グループ別演習問題協議、発表

成果

- 神奈川県内にキャンパスを有する大学の勉強会のため
開催会場（輪番開催）に**集合しやすい。横の繋がり、強化**
- **少数精鋭の全員参加型**（出席者が問題意識を持って参加している、個々のスキルアップ）
- 輸出管理関連情報の**共有化**
必須業務の取組、最新情報、通関・物流情報、政省令改正の再確認など
- 各大学の現場報告による**問題点等の協議**、事前確認シートの改善、
- **アドバイザー派遣制度**を利用した大学が、その後 KEA Net参加 **参加大学の切磋琢磨**

問題点

- 障壁が多く取組開始の遅延
- 人事異動による新任者のレベル
- 兼職のため輸出管理の優先順位が低い

3. 今後の活動課題

- これから運用を開始する大学の支援（壁の払拭）
- 事前確認シートの簡素化（形骸化を防止するため、教員の負担感を払拭するため）
- 税関用通関シートの利用促進（出張時における出入国通関を円滑に通過するため）
（税関様式C-5340）
- 他地域ネットとの交流促進
かながわ・首都圏東部 合同セミナー開催（9月14日）
- 「輸出者等遵守基準」の周知
- 「E-Learning」の導入検討

まとめ

- 留学生受入審査（学内関連部局の協力と運用説明は必須）
（最近、入国管理局が事前確認シート等の提出運用決定）
- 定期的監査の実施（年1回以上、書面監査、可能なら研究室訪問）
- 通関トラブルは防止できる（出張時に通関書類持参）
- 地域ネットワークの参加（運用取組の適切な支援、情報共有等）

大学の安全保障輸出管理は、先生方の教育・研究活動を円滑に支援するためのものであり、決して阻害するものではありません。

愛される貿易管理を目指して

安全・安心・安定の提供、Zero Defectの継続

ご清聴ありがとうございました